

令和6年度財政援助団体等監査（監査対象：神戸市立海外移住と文化の交流センター共同事業体）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
○ 指摘事項 (1) 指定管理者と神戸市所管局の連携強化を図るべきもの 指定管理施設の運営状況について、指定管理者と神戸市所管局の間で、情報交換や確認が十分にできていなかったため、指定管理者応募要領や協定書（以下「応募要領等」という。）に基づく適正な事務処理が行われていない以下のような事例があった。 ア 再委託の事前承諾を行うべきもの 指定管理者は、協定書第12条（再委託等の制限）に基づき、神戸市の承諾を得て、施設保全業務の一部を第三者に再委託しているが、設備保守点検のうち、電話通信設備定期点検（月1回）については、神戸市の承諾を得ていなかった。 指定管理者は、協定書に基づき適正に申請を行い、神戸市の承諾を受けるべきである。神戸市所管局は、適正な事務処理が行われるよう指定管理者を指導するとともに、当該契約の内容を確認すべきである。	指定管理者が、電話通信設備の定期点検業務を委託しているにも関わらず契約書を交わしておらず、事前承諾を行うべきという認識ができていなかったことが原因であった。 これについて、所管課からの指導により、指定管理者から承諾申請があり、令和7年3月19日、市で内容を確認し承諾した。 この後、令和7年4月1日、指定管理者は再委託先と契約書を交わし、市に対して契約書の写しを提出した。 さらに、令和7年5月21日の定例連絡会でも確認行った。今後も定例連絡会にて、定期的に確認を行っている。	措置済
イ 物品の管理及び異動を報告すべきもの 令和5年度事業報告書、修繕費予算管理一覧において、「10月5日サインエージモニター入替175,000円」と記載があったが、神戸市所管局の「物品管理簿」には記載されていなかった。また、施設内に物品管理簿（以下「管理簿」という。）を備えていなかったため、物品の整理及び管理ができる状況ではなかった。 指定管理者は、協定書に基づき、管理簿を備え、その保管に係る物品を整理及び管理し、異動があった際には、神戸市所管局に報告すべきである。神戸市所管局は、指定管理者に購入及び廃棄等の異動について報告させるとともに、神戸市物品会	指定管理者において、これまで物品管理簿が適切に整備されておらず、備品管理への意識が低かったことが原因であった。 令和7年3月31日までに、所管課からの指導により、物品管理簿を整備し、指定管理期間中に購入及び廃棄等の異動があった物品の洗い出しを完了させた。他方、所管課においても、指定管理者が行う備品番号票の貼付に向けて、財務会計システム上で神戸市物品会計規則に基づく管理簿への記載手続きを進めているところ。	措置済-

令和 6 年度財政援助団体等監査（監査対象：神戸市立海外移住と文化の交流センター共同事業体）

監 査 結 果 の 概 要	措 置 内 容	措置状況
計規則に基づく物品管理簿に記載すべきである。また、指定管理者に対して備品番号票の貼付等により明示させ、神戸市に属する物品を特定、把握すべきである。	今後も、指定管理者は、新たな物品の異動があった場合には、市に速やかに報告をするとともに、所管課は、指定管理者を指導し、神戸市に属する物品の特定・把握を行い、適切な備品管理を行う。	
ウ 使用料を専用口座へ日々入金すべきもの 指定管理者は、貸館及び駐車場使用料を専用口座へ毎週 1 回入金しているが、日々入金はされていないかった。協定書第 8 条第 3 項で「乙（指定管理者）は使用料（手数料等）を収納したときは、その経理を明らかにするとともに、収納金は、第 6 条第 2 項に規定する専用口座に、日々（金融機関の休業日のときは翌営業日）入金しなければならない」と定められている。 平成 25 年度財政援助団体等監査においても、同指定管理者に対し「使用料を約 1 月分まとめて専用口座に入金しており、また期日を経過して市へ払い込まれていた」と指摘している。 日々の管理をマニュアル化するなど、改善が図られていたが、指定管理者は、協定書に定められたとおり、収納した使用料を日々入金すべきである。神戸市所管局は、指定管理者の日々の収納状況や適正な現金管理が行われているか検証を行い、実態に沿った運用を検討されたい。	指定管理者において、協定書の理解が不足しており、また前回の指摘時から担当者の異動があり適切に引き継がれておらず、入金作業を効率化しようとしていたことが原因であった。 所管課からの指導により、令和 7 年 2 月以降は、指定管理者において、使用料を日々専用口座に入金し、また、土日祝等の際は、翌営業日に入金するようにしており、所管課においても、収納状況を確認している。 今後とも指定管理者は日々入金するとともに、所管課においても収納状況等適正な現金管理が行われているか確認していく。なお、所管課において、指定管理者の作業効率を踏まえて、実態に沿った運用を検討したものの、会計規則上、入金頻度を下げることが困難であり、引き続き現行のとおり運用し、適正な現金管理が行われているか確認していくこととしている。	措置済
エ 指定管理業務に係る経費を適正に計上すべきもの 応募要領等に基づき目的外使用許可を受けた施設の使用料等について、以下の事例のとおり、指定管理者が負担すべき経費を指定管理業務の経費として計上し、神戸市へ報告していた。 神戸市所管局は、指定管理者にヒアリングを行うなど事業報告書、管理費収支表及び経費明細書	指定管理者が指定管理業務と自主事業の区分、またその経費の取り扱いの違いなどについての理解が不十分であったこと、また、所管課としても検証してこなかったことが原因であった。 所管課からの指導により、指定管理者は、令和 5 年度決算の収支につ	措置済

令和6年度財政援助団体等監査（監査対象：神戸市立海外移住と文化の交流センター共同事業体）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
（以下「管理費収支表等」という。）を精査し、適正な施設利用及び区分経理が行われるよう指定管理者を指導すべきである。指定管理者は、経費を区分して管理し、適正な経費の計上を行うべきである。 【事 例】 （ア）目的外使用で設置した自動販売機の電気料金 指定管理者は、自動販売機の設置について行政財産の目的外使用許可を受け、使用料を神戸市に支払っているが、その電気料金について、指定管理者が負担している記載は管理費収支表等になかった。応募要領「3施設について（2）目的外使用許可(2)自動販売機」には、「機器の設置に係る費用及び機器の稼働に要する電気料金は指定管理者の負担となります（略）」「指定管理者は、（略）光熱水費の実費を徴収し、センター全体の光熱水費の支払いに充当することを業務として行う」となっている。 （イ）目的外使用の駐車場料金 応募要領「16業務を行うにあたって基本的事項(9)従業員用駐車場」には「従業員用の駐車場、駐輪場はありません」となっており、また施設は、従業員用の駐車場が必要な施設ではないため、指定管理者は、従業員用駐車場の目的外使用許可を受け、神戸市へ使用料を支払っているが、その経費の一部を指定管理業務の経費として計上していた。	いてあらためて精査し、適正な区分経理を行い、収支表を所管課に提出した。また、令和7年1月7日、所管課から指定管理者に対して、指定管理制度、指定管理業務と自主事業の区分、またその経費の取り扱いの違いに関する説明会を実施した。 指定管理者において、今後の事業計画・執行管理においても同様に、経費を区分し、適正な経費の計上を行っていくことを確認した。また、所管課においても、執行状況を精査し適宜指導していく。	
○ 意 見 (1) 指定管理業務の整理と周知について 指定管理業務とそれ以外の業務の区分整理について、指定管理者の認識誤りや神戸市所管局の確認不足による以下の事例があった。神戸市所管局は、必要に応じて実地調査やヒアリングを行うなど施設の管理運営の実態及び課題を把握し、指定管理業務の適切な範囲を整理し、指	指定管理者が指定管理業務と自主事業の区分、またその経費の取り扱いの違いなどについての理解が不十分であったこと、また、所管課としても適切に検証してこなかったことが原因であった。 所管課において、指定管理者にヒア	措置済

令和6年度財政援助団体等監査（監査対象：神戸市立海外移住と文化の交流センター共同事業体）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
定管理者へ指導及び指定管理者制度のさらなる周知に努められたい。 ア 区分経理について 管理費収支表等に、以下の経費が指定管理業務の経費として計上されていた。 神戸市所管局は、事業報告書の精査及び適切な指定管理業務の範囲を整理し、指定管理者への指導に努められたい。 【事 例】 （ア）指定管理業務の履行保証保険料 （イ）親睦のための催しの費用	リングを行い、管理運営の実態を把握するとともに、令和7年1月7日、指定管理者に対して、指定管理制度、指定管理業務と自主事業の区分、またその経費の取り扱いの違い等に関する説明会を実施した。さらに、指定管理業務と自主事業の区分表、管理収支表により、事業報告書の精査・修正、事業計画の区分明示等、適正な管理を行うよう指導した。 引き続き適正な管理運営がなされているか、必要に応じてヒアリングや実地調査等を行っていく。	
イ 指定管理施設の適切な使用及び事務処理について 貸館事業の対象施設に係る指定管理者の使用について、指定管理業務とそれ以外の業務の区分整理ができていないため、応募要領等に基づいた手続きが行われていない優先使用、神戸市に事前承諾を受けていない使用料の免除等が散見された。 神戸市所管局は、応募要領等に基づく適切な施設利用及び事務処理が行えるよう指定管理者への指導に努められたい。指定管理者は、施設使用に係る事業内容、区分を明確にし、適切な事務手続きを行い、一般の施設使用希望者にも配慮した施設運営に努められたい。	指定管理者が、指定管理業務と自主事業の区分及び、貸館事業の指定管理者による優先利用や使用料免除の条件について理解が不足していたこと、また、所管課としても適切に検証してこなかったことが原因であった。 令和7年1月7日、所管課より指定管理者に対して、協定書及び指定管理応募関係書類を確認しながら、優先使用・使用料免除の条件、自主事業においては事前に市の承諾が必要であることなどを改めて周知徹底した。指定管理者は、これまでの貸館利用について整理するとともに、今後の毎年の年間計画においても、事業内容・区分を明確にし、市に事前承諾を得て、一般の施設使用希望者にも配慮して運営していく。また、所管課は、指定管理者が適切な事務処理を行えるよう指導していく。	措置済

令和6年度財政援助団体等監査（監査対象：TRC&長谷工 meet BACH）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
○ 指 摘 事 項 (1) 神戸市所管局と指定管理者の連携強化を図るべきもの 指定管理施設の運営状況について、指定管理者と神戸市所管局の間で、情報交換や確認が十分にできていなかったため、指定管理者応募要領や協定書に基づく適正な事務処理が行われていない以下の事例があった。 ア 再委託の事前承諾を行うべきもの 指定管理者は、協定書第12条（再委託等の制限）に基づき、神戸市の事前承諾を得て「施設管理業務」の一部を第三者に再委託しているが、承諾のない以下の事例があった。 【事 例】 (ア) Web ページ保守管理業務を第三者に再委託していた。 (イ) 再委託承諾を得ている「消防用設備点検等業務」の一部を第三者に再々委託していた。 指定管理者は、協定書に基づき、適正な申請を行い、神戸市の事前承諾を受けるべきである。神戸市所管局は、適正な事務処理が行われるよう指定管理者を指導するとともに、当該契約の内容を確認すべきである。	指定管理者において、業務の再委託が施設管理関連業務のみであると誤認しており、Web ページ管理について申請の必要があるという把握が不十分なため申請漏れが発生した。また、施設管理関連の委託のうち消防設備点検については委託先が再委託していた事実の把握ができておらず、申請が漏れていた。 指摘を受け、令和6年10月22日にWeb ページに関する申請を提出し、10月24日に承諾書を神戸市から受理している。再々委託については令和6年11月20日に申請書を提出し、11月22日に承諾書を受理している。あらためて、再委託、再々委託について漏れないか内容確認し、事前承認を徹底する。 神戸市所管局においては、指定管理者の業務内容や再委託申請されている業務についての十分な実態把握ができておらず見逃しが生じていた。指摘のあった2件については、指定管理者に再委託・再々委託に該当することを確認の上、申請書の提出を求め、決裁の上承諾書を発行した。令和6年11月15日開催の月例会において応募要領、協定書の該当部分に従って、再委託については漏れなく事前申請するよう指導した。今後は実際の指定管理業務の内容や個別の契約内容を把握し、再委託申請の漏れが発生しないように努める。	措置済
イ 専用口座で適正な管理を行うべきもの 指定管理者応募要領「（4）資金 管理専用口座の開設」において、「修繕費等の公金	指定管理者により令和4年2月の指定管理受託時に専用口座が開設さ	措置済

令和6年度財政援助団体等監査（監査対象：TRC&長谷工 meet BACH）

監査結果の概要	措置内容	措置状況
については、専用口座を設け入金管理してください。なお、専用口座は、決済用預金（預金保険法第51条の2第1項に規定する決済用預金）口座とします」とされているが、修繕費を専用口座で管理していなかった。 ペイオフ対策等のため精算対象である修繕費は専用口座で管理すべきである。神戸市所管局は、専用口座で適正な管理が行われるよう指定管理者を指導すべきである。	れていたが、令和6年4月までは指定管理料の振込先が専用口座になっておらず、指定管理者の別口座に指定管理料が振り込まれる状態になっていた。指定管理料を請求する際の口座情報について、指定管理受託前、開館準備委託業務を受けた時に使用していた口座情報を引き継ぎミスにより記載していたことが原因であり、現在は専用口座で適切に管理しているとの報告を11月26日に受けた。 神戸市所管局としても口座情報が専用口座であるか確認を怠っていた。現在、資金管理は、専用口座で適切に管理されていることを確認している。今後、振込先口座情報の確認、資金管理状況の確認を徹底するようにする。	
○ 意見 (1) 指定管理業務の事務手続き等の整理について 協定書業務要求水準「4. 施設の維持管理業務（3）修繕」において、「1件10万円を超える修繕等については、事前に神戸市と協議を行い、指定管理者において実施すること」と定められているが、神戸市と協議した記録がなかった。 神戸市所管局は「10万円を超える修繕については、事前に指定管理者より協議があり、現場確認も行った」とのことだが、修繕の理由や見積合せの有無、修繕内容についての協議記録や決裁等はなかった。 神戸市所管局は、指定管理業務が円滑にかつ事務処理が適切に行われるよう手順等を整理し、指定管理者に周知されたい。	修繕については協議や報告の必要があることは認識していたが、準備しておくべき書式やこれに基づく事務手続きが整備されておらず、記録や決裁をとるという認識が欠如していた。ご意見を受け、「修繕報告書」「修繕協議書」の書式を定めた。令和6年11月15日開催の月例会において、指定管理者に対して、要求水準書に基づいて事務の流れを再確認し、様式を使った協議、報告の徹底を図った。今後は、報告書、協議書に基づいて適切に承認、決裁の手続きを取り、事務を進めていく。	措置済